

国分寺市消防団 機能別団員（大規模災害支援団員）募集

市では、機能別団員制度の創設に伴い新入団員を募集しています！

【消防団の役割】

消防団とは、その地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成される市町村の消防機関です。一人ひとりがそれぞれの仕事を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という使命感のもと活動を行っています。

【機能別団員（大規模災害支援団員）とは】

常に地域防災の要として活躍している既存の消防団員を基本団員と言うのに対して、あらかじめ定めた特定の活動を行う団員を機能別団員と言います。国分寺市では、仕事や家庭、学業等により平時における消防団活動が困難であっても大規模災害時に消防団本部で消防団長の補佐を行う団員（大規模災害支援団員）と、消防団員としての技術・経験を活かした活動をする団員（大規模災害活動団員）があり、このうち大規模災害支援団員を募集します。

【入団資格】

（１）または（２）を満たし心身ともに健康で満 18 歳以上の者

（１）国分寺市内又は近隣市（立川市、府中市、小金井市、小平市又は国立市）に住所を有する者

（２）（１）を除く、市内で働く者又は学ぶ者

【団員の身分】

※団員は特別職の地方公務員です。

※一般にいう給料はありませんが、報酬が支給される他、訓練等の活動に対して手当が支給されます。

※活動に必要な活動服が支給されます。

※活動により怪我等をした場合は、公務災害補償制度により損害が補償されます（裏面 Q&A 参照）。

【募集の受付・問い合わせ先】

入団を希望する方で詳しい内容をお知りになりたい方は、市役所防災安全課までお問い合わせください。入団手続きに 1 カ月程度を要しますのでお早目をお願いします。

（国分寺市総務部防災安全課消防担当 042-312-8684）

【消防団の組織】

消防団の設置は市町村の条例により定められており、国分寺市の組織は、本部と6個分団により構成されています。機能別団員は本部に所属となります。

本部・分団	管轄区域
本部 団長 以下4名	全域
機能別団員 18名	大規模災害時のみ
第1分団 分団長 以下15名	東元町、西元町
第2分団 分団長 以下15名	本町、本多、南町、泉町一丁目
第3分団 分団長 以下15名	東恋ヶ窪、西恋ヶ窪、泉町二、三丁目
第4分団 分団長 以下15名	内藤、日吉町、戸倉・東戸倉・富士本の一部
第5分団 分団長 以下15名	北町、並木町、新町、高木町、戸倉・東戸倉・富士本の一部
第6分団 分団長 以下15名	西町、光町
計 112名	

Q 基本団員と機能別団員（大規模災害支援団員）との違いは？

機能別団員は、基本団員と異なり平時の活動である火災の消火活動や台風警戒は行わず、大規模災害発生時のみ自宅や職場から消防団本部（国分寺市役所）へ駆けつけます。

Q 大規模活動支援団員の具体的な活動は？

消防団本部における情報収集や災害活動の記録作成のほか、状況に応じて応急救護活動、避難行動要支援者の安否確認その他団長の指揮による活動を行います。

Q 平時の活動は？

①訓練

消防署と合同で情報収集・無線運用等訓練を行います。このほか普通救命講習を受講し災害活動に備えます。

②住民指導

市主催の防災フェスタにおいて、応急救護（AED）や包帯法に関する住民指導を行い

ます。

③その他団長が必要と認めた活動

Q 主な待遇は？

年額報酬が支給される他、平時の訓練に出動したときには手当が支給されます。

Q 活動中に負傷した場合の補償は？

平時の訓練や大規模災害活動中の事故による死亡や負傷に対して以下の公務災害補償制度があります。

- | | |
|---------|-------|
| ①療養補償 | ⑤介護補償 |
| ②休業補償 | ⑥遺族補償 |
| ③傷病補償年金 | ⑦葬祭補償 |
| ④障害補償 | ⑧福祉事業 |

Q 入団までのスケジュールは？

消防団の改選は2年毎に4月に行っています。入団手続きは1ヶ月程度を要しますので早めにご相談ください。ただし欠員が生じている場合は随時受付けています。